

## 有料老人ホームに該当するサービスを提供している事業者の方へ

### 老人福祉法の特例について

高齢者専用賃貸住宅のうち、有料老人ホームに該当するサービスを提供している住宅につきましては、改正法施行後は有料老人ホームに該当することになります。これにより、サービス付き高齢者向け住宅の登録をしない場合は有料老人ホームの届出が必要になります。

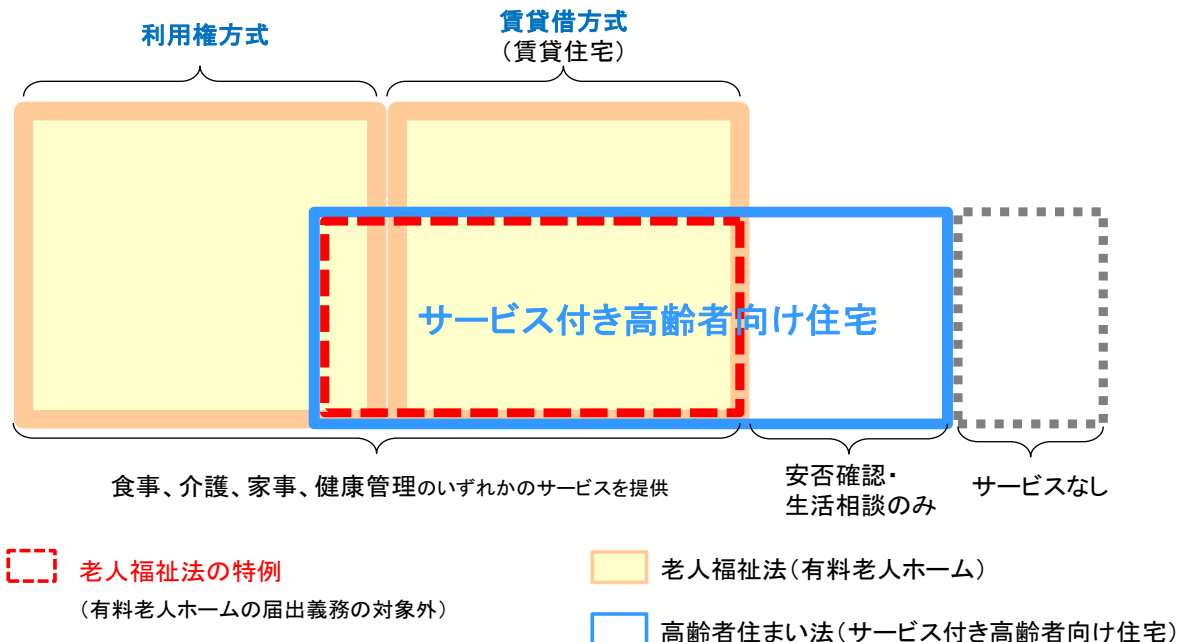
なお、既存の有料老人ホームから除外されている高齢者専用賃貸住宅につきましては、平成24年3月31日までの間、届出に関して経過措置が設けられる予定です。

### 老人福祉法の特例について（有料老人ホームの場合）

平成24年4月1日より施行

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームの設置者については、老人福祉法における以下の規定は適用しない。

- 有料老人ホームを設置しようとする場合の事業内容の届出（老人福祉法第29条第1項）
- 有料老人ホームの届出内容の変更、事業の廃止・休止の届出（同条第2項・第3項）



## 住所地特例について

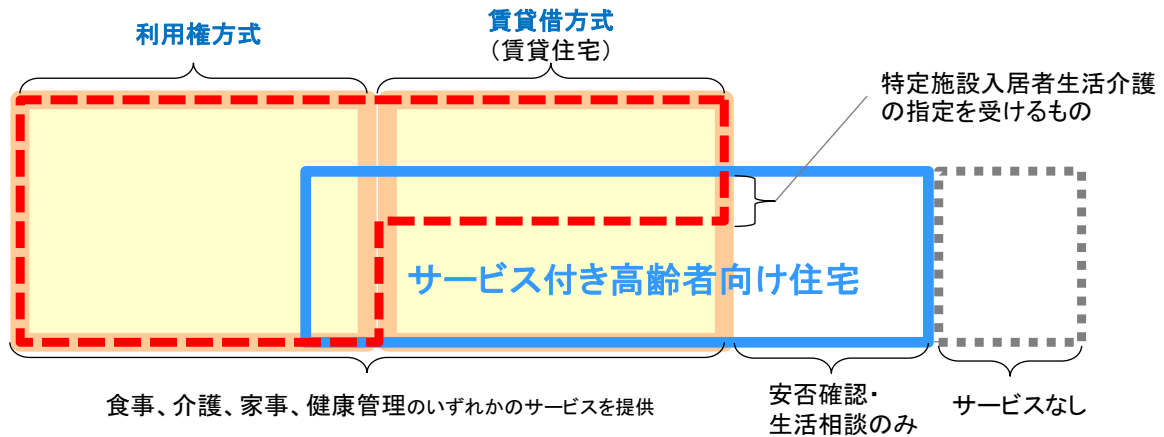
サービス付き高齢者向け住宅の創設に伴い、介護保険法を改正し住所地特例対象施設の見直しを行います。

### サービス付き高齢者向け住宅に係る住所地特例の適用について

平成24年4月1日より施行

サービス付き高齢者向け住宅のうち、

- 特定施設： 有料老人ホームに該当するものすべて。（介護保険法第8条第11項）
- 住所地特例の対象： 特定施設のうち、利用権方式のもの、又は、特定施設入居者生活介護の指定を受ける賃貸住宅。（介護保険法第13条第1項）



#### 住所特例の対象

(入居者は、変更前の住所が存する市町村が行う介護保険の被保険者となる。)

老人福祉法(有料老人ホーム) → 特定施設

高齢者住まい法(サービス付き高齢者向け住宅)

【経過措置】 適合高齢者専用賃貸住宅等の住所地特例の適用のあった特定施設が、登録により住所地特例が適用されなくなる場合、施行の際に現に入居している入居者については、引き続き住所地特例が適用され、その後の入居者については住所地特例が適用されないこととなる。